

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 6月16日

【会社名】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド
(ABN 12 004 044 937)
(National Australia Bank Limited)
(ABN 12 004 044 937)

【代表者の役職氏名】 財務担当グループ業務執行役員
ゲイリー・レノン
(Gary Lennon, Group Executive, Finance)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 ビクトリア州 3008 ドックランズ
パークストリート 800 1階
(Level 1, 800 Bourke Street, Docklands, Victoria, 3008,
Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 村 慎 二
弁護士 栗 田 聡
弁護士 河 野 慶 太
弁護士 寺 尾 裕 真
弁護士 大 木 彩衣里

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【縦覧に供する場所】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド東京支店
(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
室町東三井ビルディング18階)

(注)別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「豪ドル」は、オーストラリア連邦の法定通貨である豪ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル=80.16円の換算率(2016年5月6日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信物売買相場(仲値)により換算されている。

また、文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、本書中の「当社」はナショナル・オーストラリア・バンクを指し、「当社グループ」とは当社およびその被支配会社を指す。

1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づき、当社連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生を報告するため、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2016年2月8日

(下記(3)の会計上の損失は、2016年5月5日付でオーストラリア証券取引所に提出された当社の2016年中期報告書において報告されたものである。)

(2) 当該事象の内容

2016年2月8日、当社グループは、当社グループの英国銀行業務事業の一部であるCYBGグループの会社分割と新規株式公開(以下「IPO」という。)を完了した。当該時点で非継続事業として分類される基準をCYBGグループは充足した。これまでの報告期間においては、英国銀行業務は当社グループの独立した報告対象事業セグメントであった。当該事業セグメントは、売却目的保有としても非継続事業としてもこれまで分類されていない。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

CYBGグループの分離は、CYBG株式の75%を当社株主に分割し、残りの25%をIPOにより機関投資家に売却することによって達成された(以下両取引を「CYBGの会社分割」という)。CYBGの会社分割について当社グループの損益計算書に認識された会計上の損失合計は4,218百万豪ドル(約3,381億円)であり、CYBGグループに係る外貨換算積立金およびその他の積立金の取崩し額が含まれる。また同金額にはCYBGの会社分割の実行に直接帰属する取引費用、執行費用および分離費用から構成される一回限りの費用も含まれる。

以上